

茨城県ケアラー支援推進計画[第2期](案)の概要

【計画の全体構成】

第1章 計画の概要

○計画策定の趣旨・位置づけ

「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定

第2期計画を策定

家族の世話を過度に行うヤングケアラーの問題、育児と介護を同時に担うダブルケアなど、ケアラー支援は現在も重要な課題

○第1期計画策定後の制度の動き(子ども・若者育成支援推進法の改正など)

○計画期間 2026年度から2029年度まで(4か年)

第2章 実態調査

○ヤングケアラー実態調査

令和6年11月～12月に実施した学校におけるヤングケアラー調査の結果概要

○ケアラー実態調査

令和7年7月～8月に実施したケアラー、ダブルケア調査の結果概要

直近の調査を掲載

第3章 ケアラー支援における課題

実態調査の結果や有識者委員会での意見等を踏まえ、ケアラー支援の課題を整理

○早期発見・早期把握



令和7年調査結果においても、早期発見・早期把握、支援へのつなぎ、状況に応じた適切な支援が重要であることが確認された

○支援へのつなぎ

○状況に応じた適切な支援

第4章 ケアラー支援における基本理念と基本方針

○基本理念

ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる支え合いの地域社会づくり

○基本方針

ケアラー支援における課題解消に向けた4つの基本方針を規定

【方針1】認知度向上・理解促進

社会全体におけるケアラー及びその支援に関する認知度向上等を促進
(ダブルケア、ワーキングケアラー、若者ケアラーの認知度向上を促進)

【方針2】相談・支援体制の整備

ケアラー等が相談しやすい環境や関係機関間の連携体制等を整備
(支援ニーズに対し、包括的な支援体制整備の取組を支援)

【方針3】多様な支援施策の推進

既存施策を活用した適切な支援や関係機関による新たな取組を推進

【方針4】人材の育成

上記の方針1～3の実践する多様な人材の育成

第5章 基本方針に基づく施策の展開

最優先の対応事項

- ①学校等における認知度向上・理解促進の取組
- ②地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

引き続き、早期発見・早期把握のため認知度向上に取り組むとともに、相談支援体制と連携を強化

1 認知度向上・理解促進

- (1)ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進
ヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、ショート動画を作成し、啓発に努める
大学・専修学校の学生に対し、大学等と連携し啓発を行い、若者ケアラーが支援につながる契機とする
- (2)県民全体における認知度向上・理解促進
ダブルケア、ワーキングケアラー、若者ケアラーの認知度向上の促進
ケアラー当事者と支援する側の両方に周知・啓発し、認知度向上を図る
- (3)関係機関における啓発活動の推進

2 相談・支援体制の整備

- (1)行政における相談・支援体制の整備
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、包括的な支援体制整備の取組を支援
- (2)地域活動によるケアラー支援の取組推進
- (3)教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実
- (4)多様な関係機関による連携強化

3 多様な支援施策の推進

- (1)ケアの状況に応じた支援の推進
子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援(一時預かり事業、こども誰でも通園制度ほか)
- (2)交流の機会づくりの推進
子どもの食事や居場所を提供する子ども食堂を支援
- (3)ケアラーへの生活支援
ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の促進
- (4)市町村におけるケアラー支援施策の実施促進

4 人材の育成

- (1)ケアラー支援関係機関における人材育成
- (2)ケアラー支援を担う県民等の育成

第6章 計画の推進体制と進捗管理

有識者委員会において、計画の進捗管理や更新、新たな課題への対応等を検討するとともに、ケアラー支援施策の実施を推進

資料編

- ・県ケアラー支援条例(条例全文)
- ・県ケアラー支援に関する有識者委員会(設置要項及び委員名簿)